

関東学院大学大学院工学研究科修士論文内規

(2006年9月7日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、関東学院大学学位規則に基づき、大学院工学研究科における修士論文に関し、必要な事項を定める。

(修士論文指導教授の決定)

第2条 修士論文の指導教授については、入学選抜試験の出願時に記載された指導教授名を基に、事前に各専攻主任によって確認された研究指導担当者一覧（博士前期課程）により、大学院工学研究科委員会（以下「工学研究科委員会」という。）にて、審議決定する。

2 特別な事由により指導教授を変更する必要がある場合、指導教授変更願を提出することにより、指導教授を変更することができる。その手順については、別に定める。

3 博士前期課程の科目担当教員が指導教授の資格を得た時には、その時点で在籍する学生の指導教授になることができるため、指導教授を変更することとなる。その手順については、別に定める。

(修士論文題目決定届の提出)

第3条 修士論文を提出する者は、指導教授の許可を受け、所定の「修士論文題目決定届（論文題目は和文、英文を記載のこ）」を期日（12月上旬、在学2年を超えて春学期末修了を希望する者は5月上旬）までに、教務課へ提出しなければならない。

2 修士論文題目決定届を提出後、論文の題目を変更する必要がある場合、指導教授の許可を受け、修士論文題目変更届を教務課へ提出することにより、論文題目を変更することができる。

(修士論文の提出)

第4条 修士論文の提出締め切りは、1月下旬とする。ただし、この日までに提出できなかった場合には、6月下旬に提出することもできる。

(修士論文概要原稿の提出)

第5条 修士論文の概要の提出は、次の各号による。

(1) 修士論文最終試験に配布するため、最終試験日までに作成し、写しを原則として30部程度、各専攻最終試験会場に持参する。ただし、部数など詳細については、研究分野によって異なる場合もあるため、指導教授の指示に従うものとする。

(2) 理工/建築・環境学会「研究報告」の原稿とするため、原本と写し各1部を修士論文最終試験終了後、2月中旬までに学部庶務課に提出する。

(最終試験の実施)

第6条 論文を提出した者は、所定の期日に最終試験（口述試験）を受けなければならない。1月提出者については2月、6月提出者については7月に実施する。

(本製本の提出)

第7条 論文を提出し最終試験に合格した者は、本製本した論文1部（図書館保存・閲覧用）を所定の期日まで提出するものとする。

(春学期末の修了要件)

第8条 博士前期課程に2年を超えて在学し、論文の提出によって修了に必要な要件を満たした者については、春学期末に修了することができる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(春学期末修了願の手続)

第9条 春学期の修了を希望する者は、指導教授を通じて教務課に願い出るものとし、工学研究科委員会の了承を得なければならない。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、工学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、2006年9月7日から施行する。

附 則
この内規は、2014年3月13日から改正施行する。

附 則
この内規は、2016年4月8日から改正施行する。

附 則
この内規は、2016年4月14日から改正施行する。

関東学院大学大学院工学研究科博士学位論文審査に関する取扱内規

(2007年2月22日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、関東学院大学学位規則、関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経た者の学位論文審査に関する取扱内規及び関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経ない者の学位論文審査に関する取扱内規に基づき、大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）における博士学位論文（以下「学位論文」という。）審査に関し、必要な事項を定める。

(学位論文の提出資格)

第2条 学位論文の提出資格は、次の各号による。

- (1) 学術雑誌（学会誌などで審査制度が確立している定期刊行物）に発表した論文（以下「審査付き論文」という。）が、原則として課程博士については1編以上、論文博士については3編以上の研究業績を持つ者。なお、掲載予定のものを含めることができるが、その詳細が分かる資料を別途提出する。
- (2) 本研究科における外国語試験（博士後期課程入学試験に準じたものであり、実施時期は予備審査時とする。）に合格した者。

(研究業績の評価)

第3条 研究業績については、前条第1号に定めるが、課程博士の場合は、筆頭著者又は、主たる著者として審査付き論文を、原則として1編以上必要とする。論文博士の場合は、筆頭著者又は、主たる著者として審査付き論文を、原則として3編以上必要とする。

なお、研究業績については、国内論文だけでなく、国内外における英文による論文が1編以上含まれていることが望ましい。

(学位論文の事前審査)

第4条 学位論文の事前審査については、次の各号による。

- (1) 学位論文の提出申入れを受けた専攻は、予備審査の受け付けに先立ち、提出者の資格、論文の内容、その他必要な事項について、事前審査をする。なお、この事前審査期間は申入れから1ヶ月以内とする。
- (2) 前号の後、予備審査を実施することについて、支障がないと認められた場合は、当該専攻主任は、その手続きに入る。

(予備審査)

第5条 予備審査願・論文提出については、次の各号による。

- (1) 予備審査に必要な書類を次に定める。
 - ① 予備審査願 1部
 - ② 審査を受けようとする論文原稿又はこれに類するもの（草稿） 3部
 - ③ 審査に関連ある研究論文（論文別刷） 各3部
 - ④ 研究論文目録 3部
 - ⑤ 履歴書 1部
 - ⑥ 紹介者又は指導者がある場合はその所見書 1部
- (2) 前号④について、学術雑誌などに掲載の主たる論文が共著の場合には、共著者に承諾の確認を受け、さらに研究論文に関する許諾書の提出を課する場合がある。また、学術雑誌などに掲載の主たる論文が掲載予定の場合には、掲載決定通知の写しを提出すること。
- (3) 課程博士の論文提出締め切りは、11月末日とする。ただし、この日までに提出できなかった場合には、4月末日までに提出することもできる。論文博士の論文提出締め切りは、課程博士の学位論文審査日程に合わせ、原則として9月末日又は2月末日とするが、本研究科専攻主任会議にて了承を得ることにより、別に提出締め切りを設定することがある。

(予備審査会)

第6条 予備審査会については、次の各号による。

- (1) 主査予定者の申し出により、専攻主任が専攻内会議を開催し、審査委員予定者を選出する。

- (2) 主査予定者（審査委員予定者を含む）は、予備審査会を1～2回開催し、予備審査経過及びその結果について文書で当該専攻主任を経て、本研究科委員長に報告する。

（資格認定及び公開説明会開催の可否）

第7条 資格の認定及び公開説明会開催の可否については、次の各号による。

- (1) 課程博士・論文博士とも12月又は5月の本研究科委員会において、専攻主任が提案事項を説明し、主査予定者が予備審査の経過と論文内容について報告し、公開説明会の可否について審議する。
- (2) 前号の論文博士における審議については、可否を議決し、本研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を要する。
- (3) 公開説明会開催決定後、審査委員予定者の選出を行う。
- (4) 第1号及び第2号の審議に必要な本研究科委員会への提出書類を次に定める。
- ① 予備審査願
 - ② 予備審査報告書
 - ③ 審査を受けようとする学位論文又はこれに類するもの
 - ④ 審査に関連ある研究論文（論文別刷）
 - ⑤ 研究論文目録
 - ⑥ 履歴書
 - ⑦ 紹介者又は指導者がある場合はその所見書

（公開説明会）

第8条 主査予定者が司会を務め、公開説明会を開催する。実施日程については、主査予定者が論文提出者などと調整を図り決定する。なお、公開説明会の出席者については、学内者、学外者及び研究内容に関連の有無に関わらない。

（学位申請書の提出）

第9条 学位申請書の提出に必要な書類を次に定める。

- ① 学位申請書（課程博士は研究科委員長宛、論文博士は大学長宛とする。） 1部
- ② 予備審査報告書 1部
- ③ 審査を受けようとする学位論文又はこれに類するもの（上製本） 3部
- ④ 邦文論文要旨及び外国文論文要旨 各3部
- ⑤ 審査に関連ある研究論文（論文別刷） 各3部
- ⑥ 研究論文目録 3部
- ⑦ 履歴書 1部
- ⑧ 紹介者又は指導者がある場合はその所見書 1部
- ⑨ 戸籍抄本 1部
- ⑩ 最終学歴の卒業証明書又は修了証明書 1部
- ⑪ 論文審査料（論文博士のみ）

（論文博士の学位申請書の受理）

第10条 論文博士の学位申請書の受理については、次の各号による。

- (1) 1月又は6月の本研究科委員会において審議する。
- (2) 前号の審議に必要な本研究科委員会への提出書類を次に定める。
- ① 学位申請書
 - ② 公開説明会報告書
 - ③ 審査を受けようとする学位論文又はこれに類するもの（上製本）
 - ④ 邦文論文要旨及び外国文論文要旨
 - ⑤ 審査に関連ある研究論文（論文別刷）
 - ⑥ 研究論文目録
 - ⑦ 履歴書
 - ⑧ 紹介者又は指導者がある場合はその所見書

(本審査・最終試験)

第11条 本審査・最終試験として、審査を受けようとする学位論文又はこれに類するものにおける審査を行う。また、関連する専門分野についての試験を筆記あるいは口頭試問により行い、さらに外国語に関する試験を外国文論文要旨に基づき、実施する。

(学位授与の可否)

第12条 学位授与の可否については、次の各号による。

- (1) 2月又は7月の本研究科委員会において、専攻主任が提案事項を説明し、主査が本審査・最終試験の経過と論文内容について報告し、学位授与の可否について審議する。
- (2) 前号における審議については、可否を議決する。この議決は、本研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。
- (3) 前二号の審議に必要な本研究科委員会への提出書類を次に定める。
 - ① 公開説明会報告書(課程博士のみ)
 - ② 本審査・最終試験報告書
 - ③ 最終試験結果要旨
 - ④ 論文審査結果要旨
 - ⑤ 審査を受けようとする学位論文又はこれに類するもの(上製本)
 - ⑥ 邦文論文要旨及び外国文論文要旨
 - ⑦ 審査に関連ある研究論文(論文別刷)
 - ⑧ 研究論文目録
 - ⑨ 履歴書
 - ⑩ 紹介者又は指導者がある場合はその所見書

(大学院研究科委員長会議における学位授与の可否)

第13条 大学院研究科委員長会議における学位授与の可否については、次の各号による。

- (1) 2月又は9月の大学院研究科委員長会議において、本研究科委員長が提案事項を説明し、本審査・最終試験までの経過と論文内容について報告して、学位授与の可否について審査する。
- (2) 前号の審議に必要な大学院研究科委員長会議への提出書類を次に定める。
 - ① 審査を受けようとする学位論文又はこれに類するもの(上製本)
 - ② 学位授与に至るまでの経過
 - ③ 最終試験結果要旨
 - ④ 論文審査結果要旨
 - ⑤ 邦文論文要旨及び外国文論文要旨

(内規の改廃)

第14条 この内規の改廃は、工学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、2007年2月22日から施行する。
- 2 この内規の施行に伴い、「大学院工学研究科論文博士の学位論文審査に関する申合せ事項」及び「博士後期課程を経た者及び博士後期課程を経ない者の業績の評価について」は、廃止する。

附 則

この内規は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2016年4月14日から改正施行する。

